



2026年2月17日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社 仙 台 銀 行

### 在留期間が経過した外国籍のお客さまとの預金取引の一部制限について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 坂爪 敏雄）では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止の管理態勢を強化し、安心・安全な金融システムの維持に努めております。

こうした背景から、当行では、口座開設時に、外国籍のお客さまには在留カードをご提示いただき、在留資格や在留期間満了日等を確認させていただいておりますが、警察庁からの要請を踏まえ、2026年4月1日（水）より、申告の在留期間が経過した場合は、預金規定に基づき、下記のとおり、一部のお取引を制限させていただきます。

なお、対象となるお客さまに対しては、当行への届出内容に基づき、郵便や携帯電話へのSMS配信等により、ご案内させていただきます。

#### 1. 制限する取引

ATMや窓口での払出し、振込、振替取引（公共料金等の引き落としは除く）

#### 2. 取引制限が始まる日時

在留期間満了日の翌日

#### 3. 在留期間更新手続き

「通帳またはキャッシュカード」と「在留カード」をお持ちいただき、当行各支店窓口でお手続き願います。

じもとグループは  
SDGsに賛同しています



本件に関する問合せ先  
事務部事務管理課  
電話：022-225-8240